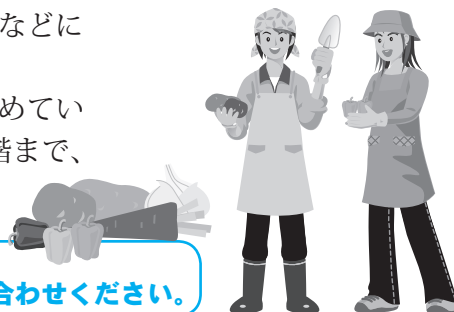


青年就農給付金について お知らせします

◆照会先 農務課 ☎ 23-6761

農業を始めたいと考えながらも「技術の習得」「所得の確保」などに不安を抱えている方は多いのではないのでしょうか。

そうした新規就農に関する悩みを解消し、安心して農業を始めたいだけのように、就農の準備段階から経営を開始した後の初期段階まで、農業を始める若い皆さんを応援する制度が始まりました。



給付金の交付を希望される方は、農務課までご連絡ください。
また、給付対象となるには細かい条件などがありますので、お問い合わせください。

青年就農給付金（準備型）

農業技術および経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者の支援

●給付金額 150万円

（要件）

- ▷ 就農予定の年齢が、原則 45 歳未満であり、農業経営者となることについて強い意欲があること
- ▷ 独立・自営就農または雇用就農を目指すこと
- ▷ 農業に関する研修計画が以下の基準に適合していること
 - ① 県が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね 1 年以上（1 年につき概ね 1,200 時間以上）の研修であること。※すでに研修を開始している者であっても、残りの研修機関が概ね 1 年以上の場合は給付対象。
 - ② 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあっては、その技術力、経営力などから見て研修先として適正であり、給付対象となる親族の経営主でないことなどの条件を満たすこと。

（給付金の返還）

適正な研修を行っていない場合や、研修終了後に就農しなかったなどの場合は、給付金を返還しなければなりません。

青年就農給付金（経営開始型）

経営のリスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援

●給付金額 150万円

（要件）

- ▷ 独立・自営就農時の年齢が、原則 45 歳未満であり、農業経営者となることについて強い意志があること
- ▷ 独立・自営就農であり、5 年後には農業で生計が成り立つ計画であること

自ら作成した経営開始計画に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には以下の条件を満たすものとします。

 - ① 農地を有していること。※原則として、給付対象者の所有と親族以外からの貸借が主であること。
 - ② 主要な機械・施設を所有または借りていること。
 - ③ 生産物や生産資材などを給付対象者の名義で出荷・取引すること。
 - ④ 経費や支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳および帳簿で管理していること。
- ▷ 人・農地プランに位置付けられた経営体であること

（給付金の停止）

- ▷ 給付金を除いた本人の前年の所得が 2 5 0 万円を超えた場合
- ▷ 経営開始計画を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市が判断した場合